

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案新旧対照条文

一 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）…………… 1

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（国又は協会に納める手数料）</p> <p>第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第二百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p>			
<p>十一 新規検査を申請する者</p>	<p>一 一両につき次に掲げる金額</p> <p>一（略）</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四</p>	<p>十一 新規検査を申請する者</p>	<p>一 一両につき次に掲げる金額</p> <p>一（略）</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>千二百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象</p>
<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金 額</p>	<p>一〇十（略）</p>	<p>手数料を納付すべき者</p>
<p>一〇十（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>金 額</p>

<p>十三 者 構造等変更検査を申請する</p>	<p>十二 継続検査を申請する者</p>	
<p>一 一両につき次に掲げる金額 小型自動車 二千円</p>	<p>一 一両につき次に掲げる金額 (略) 二 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がない自動車に限る。)イ 検査対象軽自動車 千二百円 ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円 三 その他の自動車 イ 小型自動車 千七百円 ロ 検査対象軽自動車 千四百円 ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p>	<p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千円 百円</p>
<p>十三 者 構造等変更検査を申請する</p>	<p>十二 継続検査を申請する者</p>	
<p>一 一両につき次に掲げる金額 小型自動車及び検査対象軽</p>	<p>一 一両につき次に掲げる金額 (略) 二 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がない自動車に限る。)千二百円 三 その他の自動車 イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円 ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>	<p>軽自動車以外の自動車 千五百円</p>

<p>十五～二十 (略)</p>	<p>十四 予備検査を申請する者</p>	
<p>(略)</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額 (略) 二 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。) イ 検査対象軽自動車 千二百円 ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円 三 その他の自動車 イ 小型自動車 二千円 ロ 検査対象軽自動車 千四百円 ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千百円</p>	<p>二 検査対象軽自動車 千四百円 三 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千百円</p>

(国及び検査法人に納める手数料)

<p>十五～二十 (略)</p>	<p>十四 予備検査を申請する者</p>	
<p>(略)</p>	<p>一 両につき次に掲げる金額 (略) 二 限定自動車検査証の提出がある自動車(限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。) 千二百円 三 その他の自動車 イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円 ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>	<p>二 自動車 千四百円 三 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>

(新設)

第二条 法第百二条第一項第十号に掲げる者のうち検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第二項の規定により、国に納めなければならない自動車検査証の交付に係る手数料の額は、一両につき四百円とし、検査法人に納めなければならない基準適合性審査に係る手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一 新規検査を申請する者	一 一両につき次に掲げる金額 一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 九百円 二 その他の自動車 イ 小型自動車 千六百円 ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千七百円
二 継続検査を申請する者	一 一両につき次に掲げる金額 一 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）

<p>四 予備検査を申請する者</p>	<p>三 構造等変更検査を申請する者</p>	
<p>一 一両につき次に掲げる金額 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） 九百円</p> <p>二 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 千六百元</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千七百円</p>	<p>一 一両につき次に掲げる金額 小型自動車 千六百元</p> <p>二 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千七百円</p>	<p>（がない自動車に限る。） 九百円</p> <p>二 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 千三百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千四百円</p>